

令和
三 年
五 條 市 議 会 第 三 回 九 月 定 例 会 会 議 録 (第 三 号)

令和三年九月九日(木曜日)

議 事 日 程 (第 三 号)

令和三年九月九日 午前十時開議

- 第一 報 第 九号 令和二年度一般財団法人大塔ふる里センターの決算及び事業の報告並びに法人の清算について
- 第二 報 第 十号 専決処分報告、承認を求めることについて(五條市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例等の一部改正)
- 第三 議 第 四 五 号 五條市立学童保育所条例の一部改正について
- 第四 議 第 四 六 号 五條市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 第五 議 第 四 七 号 五條市過疎地域持続的発展計画の策定について
- 第六 議 第 四 八 号 令和三年度五條市一般会計補正予算(第五号)議定について
- 第七 議 第 四 九 号 令和三年度五條市墓地事業特別会計補正予算(第一号)議定について
- 第八 議 第 五 十 号 令和三年度五條市介護保険特別会計補正予算(第一号)議定について
- 第九 議 第 五 一 号 訴えの提起について
- 第十 認 第 一 号 令和二年度五條市一般会計歳入歳出決算認定について
- 認 第 二 号 令和二年度五條市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認 第 三 号 令和二年度五條市墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認 第 四 号 令和二年度五條市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

- 認第 五号 令和二年度五條市大塔診療所特別会計歳入歳出決算認定について
- 認第 六号 令和二年度五條市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認第 七号 令和二年度五條市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認第 八号 令和二年度五條市下水道事業会計余剰金の処分及び決算認定について
- 認第 九号 令和二年度五條市水道事業会計決算認定について
- 第十一 發議第 三号 五條市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について

本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

出席議員（十二名）

十一番	十番	九番	八番	七番	六番	五番	四番	三番	二番	一番
藤	吉	山	福	岩	窪	吉	牧	平	養	伊
富	田	口	塚	本		田	野	岡	田	谷
美	雅	耕		佳		雅	清	全	賢	
恵										
子	範	司	実	孝	秀	正	一	司	康	司

欠席議員(なし)

説明のための出席者

市長	市長
副市長	副市長
教育長	教育長
代表監査委員	代表監査委員
理事・総務部長(財政事務・新庁舎移転対策事務担当)事務取扱	理事・総務部長(財政事務・新庁舎移転対策事務担当)事務取扱
市長公室長	市長公室長
総務部長	総務部長
すこやか市民部長	すこやか市民部長
あんしん福祉部長	あんしん福祉部長
産業環境部長	産業環境部長
都市整備部長	都市整備部長
教育部長	教育部長
大塔支所長	大塔支所長
水道局長	水道局長
会計管理者	会計管理者
秘書課長	秘書課長
太田好紀	太田好紀
人見達哉	人見達哉
堀内伸起	堀内伸起
竹田和彦	竹田和彦
南則行	南則行
井上昭人	井上昭人
松本成人	松本成人
田中久美	田中久美
名迫雅浩	名迫雅浩
平己富長	平己富長
上井朗	上井朗
中本賢二	中本賢二
吉川佳秀	吉川佳秀
東川純司	東川純司
小森比登	小森比登
笹谷豊	笹谷豊

十二番 大谷龍雄

事務局職員出席者

企画政策課長
財政課長
戸西
野本
久
哲雄

事務局長
事務局次長
事務局次長補佐
事務局係長
速記者
平田
馬場
辰巳
打集
柳ヶ瀬
耕樹
雅樹
大輔
和
五美

午前十時零分開会

○議長（山口耕司）ただいまから、昨日の散会前に引き続き本会議を再開いたします。

この際、申し上げます。

本日の会議中、報道機関に対し傍聴席から写真及び映像の撮影並びに録音を許可しております。
ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

議事運営、また意見調整のため午前十時まで休憩いたします。

午前十時一分休憩に入る

午前十一時零分再開

○議長（山口耕司）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（山口耕司）この際、申し上げます。

本日の会議中、報道機関に対し傍聴席から写真及び映像の撮影並びに録音を許可しております。

本日の日程につきましては、お手元に配布済みのとおりであります。

配布漏れはございませんか。――。

これより日程に入ります。

この際、申し上げます。

議員各位の質問並びに理事者側の答弁は明瞭、的確にお願いします。

また議員各位の質疑並びに理事者側の答弁の際は、マスクをつけたまま御発言いただきますようお願い申し上げます。

○議長（山口耕司）初めに日程第一、報第九号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（平田耕一）報第九号 令和二年度一般財団法人大塔ふる里センターの決算及び事業の報告並びに法人の清算について。

○議長（山口耕司）報告を求めます。吉川大塔支所。

〔大塔支所長 吉川佳秀登壇〕

○大塔支所長（吉川佳秀）失礼いたします。

ただいま上程いただきました報第九号、令和二年度一般財団法人大塔ふる里センターの決算及び事業の報告につきまして、地方自治法第二百四十三条の三第二項の規定により御報告申し上げます。

当財団の令和二年度につきましては、昨年度就任いたしました理事のもと、職員八名と調理士二名、ほかパート職員を雇用し、施設及び事業の運営を行いました。

令和二年度は前年度と比較して、新型コロナウイルスの影響があり、利用者、売り上げともに減少しております。

事業収入につきましては、指定管理料四千百九十六万二千元を含め、一億二千六百八十五万三千五百十七円、事業支出につきましては一億

二千二百八十五万三千八百八十八円となり、当期収支は経常外費用と合わせ四百三万四千二百二十九円の黒字となりました。

それでは、令和二年度決算について御説明申し上げますので、別冊の令和二年度決算書・事業報告書を御覧願いたいと存じます。

三ページから四ページを御覧願います。

令和元年度における一般財団法人大塔ふる里センター事業全体の収支決算でございます。

当期収入額は一億二千六百八十五万三千五百十七円で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により前年度に比べ二千十一万三千八百二十五円の減となっております。

また当期支出額は一億二千二百八十五万三千八百八十八円となり、利用者が減少したことなどによる経費の減少があったものの、持続化給付金等により当期収支は経常外費用と合わせ四百三万四千二百二十九円の黒字となりました。

五ページと六ページを御覧ください。

ふれあい交流館、ロジ星のくにの正味財産増減計算書となっております。

ふれあい交流館については、入浴料やカラオケ代などで三千二百四十二万六千三十五円の収入に対し、職員一名の人件費や燃料代、光熱水費などで二千六百三十六万五千二百七十四円の支出となり、差引収支は六百六万七千六百六十一円の黒字となりました。

ロジ星のくにについては、宿泊料などによる三千二百一十二万三千九百九十六円の収入に対し、職員五名の人件費や燃料代、光熱水費、原料代などでの三千五百五十一万二千八百八十八円の支出となり、差引収支は三百四十九万九千七百九十二円の赤字となりました。

七ページと八ページを御覧願いたいと存じます。

道の駅と大塔郷土館の正味財産増減計算書です。

道の駅につきましては、売店での売り上げ等により四千四百四十四万四千五百六十三円の収入に対し、職員二名の人件費や商品の仕入れ代などで三千七百二十三万三千七十一円の支出となり、差引収支は四百二十一万一千四百九十二円の黒字となりました。

大塔郷土館につきましては、食事代などで一千九十四万八千三百三十一円の収入に対し、支出は職員一名の人件費やパート代、材料の仕入れ代などで一千三百六十六万一千五百三十四円となり、差引収支は二百七十一万三千四百三十三円の赤字となりました。

続きまして、九ページ、十ページを御覧願いたいと存じます。

デイサービス等の福祉事業、赤谷オートキャンプ場の正味財産増減計算書になります。

福祉事業は、令和二年四月までの事業となり、デイサービスの本人負担金や介護保険金などで九万三千円の収入に対し、看護師やヘルパーの賃金などで三十二万二千八百五十九円の支出となり、差引収支が二十三万二千八百二十九円の赤字となりました。

赤谷オートキャンプ場は、砂防工事等が進められており再開には至っておりません。

続きまして、十一ページ、十二ページを御覧願いたいと存じます。

大塔水車小屋、事務局費に当たります法人会計の正味財産増減計算書になります。

大塔水車施設につきましては、十三万円の収入に対し六万六千九百六十円の支出となり、差引収支は六万三千四十円の黒字となりました。

事務局費に当たります法人会計につきましては、経常外を含め九百八十三万二千三百六十二円の収入に対し、職員一名の人件費などで九百六十九万一千二百二円の支出となり、差引収支は十四万一千百六十円の黒字となりました。

十五ページから十七ページまでの施設ごとの貸借対照表内訳表、十八ページと十九ページの令和二年度一般財団法人大塔ふる里センター事業報告につきましては説明を省略させていただきますので、御清覧いただきたいと存じます。

以上で、令和二年度一般財団法人大塔ふる里センターの決算及び事業についての報告を終わらせていただきます。

続きまして、一般財団法人大塔ふる里センター清算の報告につきまして、御報告を申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の残余財産確定事業年度決算書を御覧いただきたいと存じます。

それでは、二ページ及び三ページをお願いいたします。

正味財産増減計算書の(一)経常収益といたしましては、基本財産受取利息が一千二十六円、指定管理料収益が九千四十円のマイナス、預金受取利息が五十九円、収入合計はマイナス七千九百五十五円となっております。

(二)の経常費用としましては、事業費としましてマイナス三万七千六百二十円、管理費としまして百九万五千二百九十八円、法人税、住民税としまして八万八千七百円、支出合計は百十四万六千三百七十八円となり、差引収支は、マイナス百十五万四千三百三十三円となりました。

事業費につきましては、NHKの受信料の料金変更による返還金等三万七千六百二十円、管理費の主なものとして、税理士及び司法書士への諸謝金百四万五千二百二十円、法人税及び住民税としまして、八万八千七百円となっております。

これにより、七月二十日決算時における残余財産の額は、二千八百七十三万三千七百二十円となりました。

なお、七月二十日の決算後、顧問税理士御指導のもと、一般財団法人大塔ふる里センター定款第三十四条第一項の規定に基づき、残余財産を市へ贈与するための手続を進め、令和三年七月三十日に預金通帳の解約に伴う受取利息等が確定したことから、最終的な残余財産総額は二千八百七十三万三千七百十三円となり、同額を市へ贈与いたしました。

以上の手続を経まして、一般財団法人大塔ふる里センターの清算が完了いたしました。

議員の皆様方には今日まで御指導、御鞭撻賜りましたことを厚くお礼を申し上げます、御報告とさせていただきます。

○議長（山口耕司）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十二番」、「二番」の声あり）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）まず令和二年度決算書・事業報告書の二ページ、貸借対照表で質問をします。

最初に、質問項目を通告しますけれども、この二ページの貸借対照表の中で五條市の一般会計から出資金が出されているのかどうか。出されているのなら、この表のどの部分の幾らになるのか、質問したいと思います。

そしてもう一つは、この貸借対照表の中で、現金、預金、その他お金に関する差し引きは赤字になるのか、黒字になるのか。赤字の場合は何ぼか、黒字の場合は幾らになるのか、その辺を答弁していただきたいと思います。

もう一つは、この貸借対照表の一番下の三、正味財産の部とありますね、一般正味財産二千九百八十八万八千円、正味財産合計で、また二千九百八十八万円、その下、負債及び正味財産合計とありますけれども、この負債と正味財産を一緒にするという意味はどういうことで一緒に計算されているのか、その辺はどうですか。

○議長（山口耕司）吉川大塔支所。

○大塔支所長（吉川佳秀）十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

まず五條市の一般会計からの出資金でございますが、出資金につきましては当初から持っておったものでございまして、この中には以前から出資しておる、いわゆる大塔村時代から出資しているものをそのまま継続しておるものと認識しております。

ここにつきましては、貸借対照表でございますので、この分につきましては赤と黒という数字は出てこないかと存じまして、御覧いただきたいと存じますが、財産といたしましては二千九百八十八万八千五百十三円が残っておりますということでございますので、この部分では黒字となっております。

それから三千八百六十二万八千八百九十四円につきましての資産の合計と言いますのは、次の四ページにございます最終的な正味財産増減計算書が当年度のところでずっと書いておりまして、四ページの最後に二千九百八十八万八千五百十三円となっております。これと同額というふうになってございます。

以上でございます。（「十二番」の声あり）

○議長（山口耕司）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）そしたら、次、二つ目の代替財産確定事業年度決算書が出されておりますけれども、この決算書が七月二十日期限で決算を出されているわけですけども、この七月二十日以後は、この事業はどこの管理責任で管理されるのか、その辺はどうですか。

○議長（山口耕司）吉川大塔支所長。

○大塔支所長（吉川佳秀）御質問にお答え申し上げます。

大塔ふるさとセンターの事業といたしましては、令和二年度で全ての事業は終わってございまして、この四月から七月二十日までの間に財産等の計算書、いわゆる大塔ふるさとセンターを閉めるに当たりましての計算を、いわゆる手続をとっておったものでございます。

実質的に、令和三年度におきましては、五條市地域商社株式会社によりまして大塔の各施設の運営を、現在継続して続けているものがございます。

以上でございます。（「十二番」の声あり）

○議長（山口耕司）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）そしたら、今この二つの決算書で明らかになったいわゆる財産関係、資産関係、それらは全て後の管理者に引き継ぐということになるのかどうか、その辺はどうですか。

○議長（山口耕司）吉川大塔支所長。

○大塔支所長（吉川佳秀）お答え申し上げます。

ここで最終的に二千八百七十三万三千七百二十円ということで御報告を申し上げまして、これを一旦五條市の方に贈与いたします。この贈与いたしました後に、今度はお資金といたしまして五條市地域商社株式会社の方に投資をするというふうな手続を、今度補正予算をもちまして、上程をさせていただく手続になってございます。

以上でございます。（「二番」の声あり）

○議長（山口耕司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）三ページ、事業報告書の三ページを拝見させていただきました。収益が前年度に比べてコロナ禍の関係で二千万円下がったというような状態でありませけれども、トータルすると前回マイナス百三十八万円を出していますから、当年度で四百万円の黒字ということなんでね、五百三十万円の差額が生じて、しかもその二千万円のマイナスもクリアしながら収益を出せていると、そうするとね、二千四百万円の補填ができたのではないのかなというように形で拝見させてもらっていたのですけれども、これは今年度の収益が落ちながら事業を絞ってこういう状態にまでもっていった要因というのかな、その辺を答弁いただけますか。

○議長（山口耕司）吉川大塔支所長。

○大塔支所長（吉川佳秀）二番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

全体といたしまして、四百万円の黒字になりました要因といたしましては……、まず持続化給付金、それから県の感染症の補助金、それから雇用調整助成金、この三つの補助金をいただきまして、補助金の合計をいたしまして一千百二十九万九千三十一円、いただくことができました。

一方、去年の五月、施設が緊急事態宣言によりまして休館しておりました。この間、職員も出勤しておりましたが、この間の人件費も削減されたのと同時に、電気代や燃料代も浮いたこともございます。そういった差し引きによりまして、黒字かというふうになってございます。

以上でございます。（「二番」の声あり）

○議長（山口耕司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）見るところによると、雑収入で一千万円と増えているというのがそれに当たるのかなと、ただね、事業費として、今までにない、マイナスがずっと続いて、それだけ、では経費かなくてもできたのではないかなと推測するのですけれども。実際これだけ四千数百万円、五條市からここに予算を突っ込んで、実際ここまで圧縮できるんだなあと、僕、今回の決算書を見て分かったのです。今までの経営と違うのはどういう形でやられておったのかなと、すごく思うところがあるのですけれども。これね、トータルで考えると、では今他の団体に経営していただくわけですけれども、実際その方が得なのかどうなのかという検証というのは必要あるのではないかと考えるのですけれども、その辺どうですか。

この四月から実際に五條市地域商社株式会社を運営しております。既に株といたしまして五百万円、昨年度御答弁させていただいたと思うのですが、昨年五百万円を出資いたしました。今回残りの額を、二千八百七十三万三千七百二十円ということになってございますが、このうちの、五百万円は既に株として出資しておりまして、二千八百ではなく二千三百七十三万三千円という形になって今回出資をするというふうになってございます。その出資金がまず経費になっております。……………失礼しました。

それから地方創生の、昨年七百万円というのもございましたので、合計いたしましたして、四百九十六万二千円という形になります。

以上でございます。（「二番」の声あり）

○議長（山口耕司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）何回も申し訳ない。

二千八百万円、このうちの五百万円は先渡ししていますよと、二千八百万円渡しますと、それに地方創生の金もそこに入ると。さらに五條市から運営費といってまた年間四千万円近いお金がそこに入るわけじゃないですか、これね、きちんと市民に説明する義務があると思うのですよ。こういった形で、五條市の財団でしたらね、理解できるのですけれども、そうじゃなくて一般の企業さんの集合体に対して五條市がお金を出すのですから、それは幾ら五條市と連携して、提携していただいても、一法人に対してそういう形で五條市が出資してやるわけですから、そこはもうちょっとね、市民に対して広く周知してもらいたいと、そのようにお願い申し上げます。

○議長（山口耕司）質疑を終わります。

以上で、報第九号の報告を終わります。

○議長（山口耕司）次に日程第二、報第十号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（平田耕一）報第十号 専決処分報告、承認を求めることについて（五條市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部改正）

○議長（山口耕司）提案理由の説明を求めます。松本総務部長。

〔総務部長 松本成人登壇〕

○総務部長（松本成人）失礼いたします。

ただいま上程いただきました報第十号、専決処分の報告、承認を求めることについて（五條市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例等の一部改正）につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の二ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は、令和三年五月に公布されましたいわゆるデジタル改革関連法のうち、デジタル社会の形成を図るための関係法令の整備に関する法律及びデジタル庁設置法の令和三年九月一日施行の規定によります、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の一部改正に伴いまして、三つの条例の規定の整備に急を要したため、議案書三ページから五ページのとおり、五條市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部を改正する条例を地方自治法第百七十九条第一項の規定により、令和三年八月十六日付をもって専決処分したので、同条第三項により報告し、その承認を求めるところでございます。

それでは、議案書の四ページを御覧願います。

改正条例の第一条は、五條市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部改正でございます。デジタル社会の形成を図るための関係法令の整備に関する法律の規定によるマイナンバー法第十九条の改正において、特定個人情報提供できる場合の一つに、転職時等において、従業員本人の同意を得て、使用者間で個人番号を含む特定個人情報を提供する場合が同条第四号として追加され、改正前の同条第四号以降の号数が一号ずつ繰り下がる号ズレが生じたことに伴い、これを引用しております当条例の第一条及び第五条第一項中第十九条第十号を第十九条第十一号に改めるものとございます。

次に、第二条は、五條市個人情報保護条例の一部改正でございます。一つは、デジタル庁設置法の規定により、マイナンバー法に規定する情報ネットワークシステムの設置・管理主体が総務大臣から内閣総理大臣に変更されたことに伴い、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に規定する情報提供等記録の訂正をした場合の通知先が総務大臣から内閣総理大臣に改正されたため、当条例の第二十条の規定中、情報提供等記録の訂正をした場合の通知先を総務大臣から内閣総理大臣に改めるものとございます。

そして、もう一つは、先ほど御説明申し上げました第一条の改正と同じく、引用するマイナンバー法第十九条条文の号ズレにより、当条例同条の規定中、第十九条第七号を第十九条第八号に、同条第八号を同条第九号に改めるものとございます。

そして次に、第三条は、五條市手数料徴収条例の一部改正でございまして、デジタル社会の形成を図るための関係法令の整備に関する法律の規定により、マイナンバー法の中に、個人番号カードの発行主体は地方公共団体情報システム機構であること、同機構は個人番号カード発行手数料を徴収することができること、当該手数料の徴収事務を市区町村長に委託することができることとされる規定が新設されたことに伴い、個人番号カード再交付手数料の徴収は、同機構と市区町村との委託契約の締結により市区町村が徴収し同機構に納入することとなるため、当条例別表に規定する個人番号カード再交付手数料の項は削除することとなり、当条例の第三条第一項及び第二項、第四条、第四条の第二項第一号及び第二号の規定中、別表第十四項とあるのを別表第十三項に改め、当条例の別表中、個人番号カード再交付手数料を定めた第十三項を削り、第十四項を第十三項とし、第十五項を第十四項とし、第十六項を第十五項とするものとございます。

そして最後に、附則におきまして、施行日を令和三年九月一日と定めております。

以上で、御報告を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口耕司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十二番」の声あり）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）四ページの改正第二ですけれども、真ん中に第二条の二中、総務大臣を内閣総理大臣に、第十九条第七号を第十九条第八号に、同条第八号を同条第九号に改める。とありますけれども、ここに個人情報を持っていきますけれども、この個人情報の第十九条第七号って、私の見限りではないのですけれども……、ありますか。五條市個人情報保護条例の中に、第十九条第七号を第十九条第八号にとありますけれども、第十九条第七号とか八号、ありますか。

○議長（山口耕司）松本総務部長。

○総務部長（松本成人）十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

この条例は、いわゆるマイナンバー法の条文を引用してございまして、今議員おっしゃられました第十九条第七号、八号、それから同条第八号、第九号というのは、マイナンバー法の条文の条番号及び号番号でございまして、

以上でございます。（「十二番」の声あり）

○議長（山口耕司）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）それだったら、五條市個人情報保護条例の一部改正では、ちょっと言葉足らずではないですか。マイナンバー法に係るんやから、これはとうに五條市の個人情報になっているのかと。私は個人情報を持っていきますけれども、これを見てもなかなか第十九条の第十号とかそんなありませんからね、だから議案説明はもう少し正確に求めておきます。

それと第三条の五條市手数料徴収条例の改正ですけども、この改正でいったら、五條市の手数料条例に基づく手数料は今よりも上がるのか下がるのか、その点はどうか。

○議長（山口耕司）松本総務部長。

○総務部長（松本成人）御質問にお答え申し上げます。

再交付手数料、八月末まで八百円でしたが、九月一日からも八百円と同額でございます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山口耕司）質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認されました。

○議長（山口耕司）次に日程第三、議第四十五号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（平田耕一）議第四十五号 五條市立学童保育所条例の一部改正について。

○議長（山口耕司）提案理由の説明を求めます。名迫あんしん福祉部長。

〔あんしん福祉部長 名迫雅浩登壇〕

○あんしん福祉部長（名迫雅浩）失礼いたします。

ただいま上程いただきました議第四十五号、五條市立学童保育所条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。恐れ入りますが、議案書の六ページを御覧いただきたいと存じます。

改正理由につきましては、五條市子ども・子育て支援事業計画に基づきまして、公立学童保育所の再編を行うために本条例の一部を改正するものでございます。それによりまして、地方自治法第九十六条第一項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

それでは、改正内容について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の七ページを御覧ください。

改正内容でございますが、現在の本町学童保育所を五條小学校内に整備し移転することに伴いまして、本条例第二条の表中、本町学童保育所の名称を五條学童保育所に、位置を五條市本町一丁目七番一号から五條市本町一丁目一番四号に改めるものでございます。

また附則におきましては、本条例の施行期日及び準備行為について定めております。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口耕司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本件につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（山口耕司）次に日程第四、議第四十六号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（平田耕一）議第四十六号 五條市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について。

○議長（山口耕司）提案理由の説明を求めます。平己産業環境部長。

〔産業環境部長 平己富長登壇〕

○産業環境部長（平己富長）失礼いたします。

ただいま上程いただきました議第四十六号、五條市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

お手元の議案書八ページを御覧いただきたいと存じます。

この条例の改正理由につきましては、可燃ごみの指定ごみ袋の大きさにつきまして、特小サイズを追加し、それに対する手数料を徴収するため、本条例の改正が必要ことから、地方自治法第九十六条第一項の規定によりまして、議会の議決を求めるところでございます。

それでは、条例改正の内容につきまして、御説明を申し上げます。

議案書九ページを御覧いただきたいと存じます。

まず、別表第一についてでございますが、特小の可燃ごみ袋を作成及び手数料を徴収するため、指定袋三十袋一組につき二百五十円（指定ごみ袋代金を含む。）を追加するものでございます。

最後に、附則についてでございますが、施行期日を公布の日から施行することといたしました。

以上で、提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口耕司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。
質疑を終わります。

お諮りいたします。本件につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（山口耕司）昼食のため、午後一時三十分まで休憩いたします。

午前十一時四十五分休憩に入る

午後一時三十分再開

○議長（山口耕司）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

この際、申し上げます。

本日の会議中、報道機関に対し傍聴席から写真及び映像の撮影並びに録音を許可しております。

○議長（山口耕司）次に日程第五、議第四十七号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（平田耕一）議第四十七号 五條市過疎地域持続的発展計画の策定について。

○議長（山口耕司）提案理由の説明を求めます。井上市長公室長。

〔市長公室長 井上 昭登壇〕

○市長公室長（井上 昭）ただいま上程いただきました議第四十七号、五條市過疎地域持続的発展計画の策定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書の十ページを御覧ください。

本案は、過疎地域の自立促進を図ることを目的とした過疎地域自立促進特別措置法が令和三年三月三十一日をもって期限を迎えたことに伴い、同年四月一日付で施行された過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の規定に基づき、過疎対策事業債など、国の財政上の支援等を効果的に活用するため、それらの根拠となる五條市過疎地域持続的発展計画の策定について、同法第八条第一項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

それでは、策定内容の概要について御説明申し上げます。

別冊の五條市過疎地域持続的発展計画（案）、これを御覧ください。

まず、一ページにあつては、新法制定に至る経緯、過疎地域の現状と課題、さらに奈良県における過疎地域持続的発展支援方針等を記載いたしております。

続きまして、二ページから十六ページにあつては、「一．基本的な事項」といたしまして、本市の概況や人口及び産業の推移と動向、行財政の状況、さらに社会潮流や県の方針、計画、五條市の上位計画を踏まえ、国や県、周辺市町村との支援協力関係を強化しながら、地域の活性化と持続的発展を図るための基本方針、基本目標、計画の達成状況の評価に関する事項、計画期間等を記載いたしております。

なお、本計画の期間は令和三年四月一日から令和八年三月三十一日までの五カ年と定めております。

続きまして、十七ページから十八ページにあつては、「二．移住・定住、地域間交流の促進、人材育成」といたしまして、現況と問題点、その対策及び整備計画等について記載いたしております。

以下、十九ページから二十六ページにあつては「三．産業の振興」についてを、二十七ページから二十八ページにあつては「四．地域における情報化」についてを、二十九ページから三十二ページにあつては「五．交通の整備、交通手段の確保」についてを、三十三ページから三

十八ページにあつては「六・生活環境の整備」についてを、三十九ページから四十四ページにあつては「七・子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進」についてを、四十五ページから四十六ページにあつては「八・医療の確保」についてを、四十七ページから五十二ページにあつては「九・教育の振興」についてを、五十三ページから五十四ページにあつては「十・集落の整備」についてを、五十五ページから五十七ページにあつては「十一・地域文化の振興等」についてを、五十八ページにあつては「十二・再生可能エネルギーの利用の促進」についてを、さらに、五十九ページから六十ページにあつては「十三・その他地域の持続的発展に関し必要な事項」についてを、それぞれ同様に記載いたしております。

また、いずれの項目につきましても、整備計画による事業や施策については、根拠となる個別の事業計画に基づき実施することとし、さらに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、五條市公共施設等総合管理計画の基本方針との整合を図った上で、過疎対策事業を実施することといたしております。

以上で、提案説明を終わります。よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。
ありがとうございます。

○議長（山口耕司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（山口耕司）次に日程第六、議第四十八号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（平田耕一）議第四十八号 令和三年度五條市一般会計補正予算（第五号）議定について。

○議長（山口耕司）提案理由の説明を求めます。南理事。

〔理事 南 則行登壇〕

○理事（南 則行）失礼いたします。

ただいま上程されました議第四十八号、令和三年度五條市一般会計補正予算（第五号）議定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。恐れ入りますが、別冊のA4横、令和三年度五條市一般会計補正予算（第五号）の一ページを御覧いただきたいと存じます。

このたびの補正でございますが、歳入歳出予算、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正でございます。歳入歳出予算につきましては、その総額にそれぞれ四千五百五十万円を追加し、総額で二百二十七億四千二百一十一万五千円とするものでございます。

それでは、歳出予算の補正から御説明申し上げます。

十ページを御覧いただきたいと存じます。

初めに、二款総務費、一項総務管理費、六目財産管理費の七節報償費及び八節旅費の五十万七千円でございますが、厳しい財政状況の中、長期的な視点で市有施設の集約化や規模の見直しを行うための有識者会議と、民間活力の活用方法も含めて現庁舎の跡地活用について具体的な検討を行う有識者会議の二つの会議を設置するため、専門家等への謝金等の所要額を計上するものでございます。

次に、十一節役務費及び十二節委託料の一千三百九十九千円の減額並びに最終ページ、十三ページをお願いいたします。九款教育費、六項社会教育費の一千百三十万六千円の二つの減額でございますが、市民会館及び中央公民館の在り方について、先ほど御説明申し上げました有識者会議において専門家等の意見も聞きながら再検討することとしたため、当初予算に計上した耐震改修経費を減額するものでございます。恐れ入りますが、十ページに戻っていただきますでしょうか。

七目企画費、二十三節投資及び出資金の二千三百七十三万円でございますが、令和三年三月三十一日に一般財団法人大塔ふる里センターが解散し、七月二十日を決算日とした残余財産について市が贈与を受け、これを財源といたしまして五條市地域商社株式会社に出資するものでございます。

次に、三款民生費、一項社会福祉費、八目老人福祉費、十八節負担金補助及び交付金の二千三百七十四万四千円でございますが、高齢者施設等の防災・減災対策等を推進するために市内の事業者が実施するエアコン整備、ユニットバス設置に対する補助金でございます。

なお、この財源は、全額国庫支出金を見込んでおります。

次に、二項児童福祉費、一目児童福祉総務費、十二節委託料の百八万四千円でございますが、児童養護施設等で保護者に代わって児童を一時的に養育するための委託料でございます。利用者の増加により、現予算に不足が生じることから、所要額を計上するものでございます。

なお、財源は、国庫支出金、県支出金それぞれ三十万九千円を見込んでおります。

次に、十一ページを御覧ください。

四款衛生費、一項保健衛生費、二目予防費、十二節委託料の一千五百二十五万七千円でございますが、ワクチン接種事業を円滑に実施し、早期に完了させるために、南奈良総合医療センターで、夜間や休日に五條市民を対象とした接種日を設定したことなどにより、委託料が増額し、ワクチン接種事業の予算額に不足が生じることから、所要額を計上するものでございます。

なお、この財源は全額国庫支出金を見込んでおります。

次に、七目環境衛生費、二十七節繰出金の六千円の減額でございますが、墓地事業特別会計において、墓地使用料の歳入百二十万六千円と墓地使用料返還金の歳出百二十万円の均衡を図るため、差し引き六千円の繰出金を減額するものでございます。

次に、二項清掃費、三目し尿処理費の百三十二万円でございますが、し尿処理施設整備の分担金支払いについて、吉野町と和解したことによる弁護士報償費用を計上するものでございます。

次に、六款商工費、一項商工費、二目商工振興費の五百二十五万四千円でございますが、新型コロナウイルス感染症防止対策を行っていた飲食店や宿泊施設で、県の認証を受けた店舗を対象に、認証要件を満たすために要した自己負担分の二分の一を上限として補助金を交付するものでございます。補助の上限額は、飲食店が原則三万三千元、宿泊施設が十二万五千元でございます。

なお、この財源は、国庫支出金として四百二十一万三千元を見込んでおります。

次に、十二ページを御覧ください。

八款消防費、一項消防費、五目災害対策費の三百九十一万五千円の減額でございますが、災害時の感染症予防対策として実施するポータブル蓄電池の追加配備について、七月に入札を行い額が確定したため、入札差金を減額するものでございます。

次に、九款教育費、三項小学校費の六百二万七千円の減額、四項中学校費の二百七十七万五千円の減額でございますが、小・中学校に対する加湿空気清浄機の設置につきまして、七月に入札を行い額が確定したため、入札差金を減額するものでございます。

次に、五項高等学校費、二目教育振興費の七百四十四万七千円でございますが、西吉野農業高校に感染症対応としてタブレット端末を導入し、リモート学習のための環境を整備するものでございます。

なお、この財源は、国庫支出金として五百九十六万二千元を見込んでおります。

歳出は、以上でございます。

続きまして、歳入予算の補正について御説明申し上げます。

七ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入の項を御覧いただきたいと存じます。

歳入予算につきましては、十五款国庫支出金において、三千六百五十八万一千円の増額を、十六款県支出金において、三十万九千円の増額を、十七款財産収入において、二千三百七十三万三千円の増額を、十九款繰入金において、十七万八千円の減額を、二十二款市債において、一千九百九十万円を減額し、歳出との均衡を図った次第でございます。

続きまして、繰越明許費について御説明申し上げます。

四ページを御覧いただきたいと存じます

七款土木費、二項道路橋梁費、道路維持修繕事業の四千万円でございますが、市道北曾木線の適正工期を確保するため、翌年度に繰り越すものでございます。

続きまして、債務負担行為の補正について御説明申し上げます。

五ページを御覧いただきたいと存じます。

まず、債務負担行為の追加でございますが、庁舎跡地活用調査業務委託でございますが、庁舎跡地の活用において民間活力の活用可能性等について調査する業務につきまして、令和四年度に業務を完了させるために、令和三年度から、業務に着手するものでございます。

なお、期間を令和三年度から四年度とし、限度額を五百万円といたしております。

次に、市民会館耐震等改修設計業務委託でございますが、市民会館の耐震改修事業の実施計画を再検討するため、債務負担行為を廃止するものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口耕司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（山口耕司）次に日程第七、議第四十九号を議題といたします。
事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（平田耕一）議第四十九号 令和三年度五條市墓地事業特別会計補正予算（第一号）議定について。

○議長（山口耕司）提案理由の説明を求めます。平己産業環境部長。

〔産業環境部長 平己富長登壇〕

○産業環境部長（平己富長）ただいま上程いただきました議第四十九号、令和三年度五條市墓地事業特別会計補正予算（第一号）議定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

お手元の、別冊令和三年度五條市墓地事業特別会計補正予算（第一号）の一ページを御覧いただきたいと存じます。

今回の補正予算でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ百二十万円を追加し、総額を三百八十万円とするものでございます。それでは、歳出予算の補正について御説明を申し上げます。

四ページの下段を御覧いただきたいと存じます。

一款墓地事業費、一項墓地事業費、一目墓地事業費、二十二節償還金利子及び割引料の百二十万円でございますが、墓地返還希望者が当初見込みを上回ったことから、墓地使用料返還金を追加するため、所要の経費を計上するものでございます。

なお、当該経費の全額を、新規募集に伴う墓地使用料を見込んでおります。

次に、歳入予算の補正について御説明申し上げます。

三ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入の項を御覧いただきたいと存じます。

一款使用料及び手数料において、百二十万六千円の増額を、二款繰入金において、六千円を減額し、歳出との均衡を図った次第でございます。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口耕司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「二番」の声あり）二番養田全康議員。

○二番（養田全康） 返還金があったということでは百二十万円ですか、返還されたわけですか。これは一件なのか、何件あってこの金額になるのか、ちょっと教えてください。

○議長（山口耕司） 平己産業環境部長。

○産業環境部長（平己富長） 二番養田議員の御質問にお答えをいたします。

当初一件の予算を組んでおりまして、今回四件の追加で返還がございました。それで四件、一件につきまして返還分が三十万一千五百円、その四件分ということになってございまして、百二十万六千円分の返還があったということになってございまして。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（山口耕司） 二番養田全康議員。

○二番（養田全康） 議会に説明では、墓地が足りないという状態で今後つくっていくかといかないのかというお話もあったと思うのですが、こういった多くの返還があるというようなことでありましたら、その墓地の必要性とかそういうのはどのように考えておられるのか、ちょっと答弁いただけますか。

○議長（山口耕司） 平己産業環境部長。

○産業環境部長（平己富長） お答えを申し上げます。

まず今墓地の流動化の可能性のある墓地といいますが、学校給食センターの南側にございます五條市の新墓地のところでございます。こちらの墓地の中で二千七百基があるわけですが、この中で昭和四十五年以降に造成されました区域について、その返還、流動化をできる可能性があるところでございます。

現在、そのうちの百四十五区画が未使用でございまして、そちらの方も含めて今後墓じまいであります。そういったところで流動化を図ってまいりたいと考えております。

返還よりも希望者が多いのか、今後はそのあたりの動向を精査しながら今後検討してまいりたいと、このように考えております。以上でございます。

○議長（山口耕司） 質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（山口耕司）次に日程第八、議第五十号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（平田耕一）議第五十号 令和三年度五條市介護保険特別会計補正予算（第一号）議定について。

○議長（山口耕司）提案理由の説明を求めます。名迫あんしん福祉部長。

〔あんしん福祉部長 名迫雅浩登壇〕

○あんしん福祉部長（名迫雅浩）失礼いたします。

ただいま上程いただきました議第五十号、令和三年度五條市介護保険特別会計補正予算（第一号）議定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

補正理由につきましては、令和二年度介護保険特別会計の精算による償還金等を計上するもので、地方自治法第九十六条第一項の規定により議会の議決を求めるところでございます。

それでは、恐れ入りますが、別冊の令和三年度五條市介護保険特別会計補正予算（第一号）を御覧いただきたいと思います。

まず、一ページにつきまして、御説明申し上げます。

今回の補正予算額につきましては、歳入歳出予算額にそれぞれ六百四十四万九千円を追加し、歳入歳出の予算総額を四十一億一千百四万九千円とするものでございます。

それでは、四ページ下段の歳出から御説明を申し上げます。

五款諸支出金、一項償還金及び還付加算金、三目償還金六百四十四万九千円につきましては、令和二年度介護保険特別会計の精算によります、地域支援事業に係る交付金の支払基金への返還金でございます。

次に、四ページ上段の歳入につきまして、御説明を申し上げます。

五款支払基金交付金、一項支払基金交付金、一目介護給付費交付金三十八万七千円につきましては、過年度分の精算によります介護給付費

負担金の追加でございます。

次に、八款繰越金、一項繰越金、一目繰越金で前年度繰越金六百六万二千元を追加いたしましたして、歳入歳出の均衡を図ったものでございます。

以上で、提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口耕司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（山口耕司）答弁補助員入れ替えのため、十四時十五分まで休憩いたします。

午後一時五十九分休憩に入る

午後二時十五分再開

○議長（山口耕司）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（山口耕司）次に日程第九、議第五十一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（平田耕一）議第五十一号 訴えの提起について。

○議長（山口耕司）地方自治法第百七条の規定により、牧野雅一議員の退場を求めます。

〔四番 牧野雅一退場〕

○議長（山口耕司） 提案理由の説明を求めます。上田井都市整備部長。

〔都市整備部長 上田井朗登壇〕

○都市整備部長（上田井朗） 失礼いたします。

ただいま上程いただきました議第五十一号、訴えの提起につきまして、御説明を申し上げます。

お手元の追加議案書一ページを御覧いただきたいと存じます。

本件は、五條市総合体育館シダアリーナ整備に伴う備品購入において入札談合が行われたことから市が受けた損害について賠償請求にあたり、民事訴訟のための訴状を提出するもので、地方自治法第九十六条第一項の規定により議会の議決を求めます。

それでは訴えの内容について、御説明申し上げます。

議案書の一ページから三ページを御覧ください。

一、訴訟の相手方（被告となるべき者）についてでございます。

氏名、牧野雅一、片山哲郎、小西正和、今井 勲、中原 徹、紙谷昌厚、小笠原泰則、中沼大地、井垣仁良、株式会社カギオカ代表取締役鍵岡璋典、日本被服工業株式会社代表取締役西堀孝三郎、以上十一名でございます。

次に、訴訟の要旨についてでございます。

平成二十八年度及び平成二十九年度に行った五條市上野公園総合体育館シダアリーナの備品等購入にあたり、談合を行い市に損害を与えたことによる損害賠償請求訴訟の提起を行うものでございます。

最後に、提訴先は奈良地方裁判所五條支部でございます。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口耕司） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「二番」の声あり）二番養田全康議員。

○二番（養田全康） まず初めに、昨日報告書が手渡されました、その中の報告書の内容については百条委員会認定した金額というのが三千三百三十八万数千円だと思っておりますけれども、今回は報道により、もう三千五百十七万円幾らというような金額が出ております。これら数字の、三千五百万円の積み上げの根拠をまず示していただけませんか。

○議長（山口耕司） 上田井都市整備部長。

○都市整備部長（上田井朗） 二番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

昨日の百条委員会の報告におきまして、各項目がお示しいただいておったかと思えます。今回、予定しております損害賠償請求の項目で、同一項目にしましては、柔道畳、木製家具、バスケットゴール等、卓球用品、フロアシート、バレーボール用具、柔道備品、この平成二十八年、平成二十九年のものになっております。そのほかのものにしましては、今回平成二十九年のフロアシート、また平成二十九年の卓球用品、ハンドボール、防護用マット等がこちらでは追加しておる内容となっております。

積み上げにしましては、それぞれの市独自の平均請負率、これに基づく今回談合による差額を損害とし、積み上げたものがございます。以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（山口耕司） 二番養田全康議員。

○二番（養田全康） 今お示しいただいたもので、平成二十八年、平成二十九年というと百条委員会でも提案された内容、指摘された内容の部分と被っていると思うのですよ。それについて大体百数十万円の差額が出ている、そこが何かというのをまず答弁いただけますか。それはもう調べられていますかね。何が変わっているのかというのを教えてもらえますか。

○議長（山口耕司） 上田井都市整備部長。

○都市整備部長（上田井朗） 御答弁申し上げます。

御指摘の差額にしましては、あくまで奈良県警察が請負率を仮定し計算したものと対比になります。我が方の計算といたしましては、それぞれの差額、これを平均請負率という独自の数字、このズレに関するところが大きいかと思えます。あと、項目の違い、さらにその差額の見積り差額というふうなことも供述の中でございました。こういったところも検証しながら積み上げたものが差額としてなっておるかと思えます。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（山口耕司） 二番養田全康議員。

○二番（養田全康） 分かりました。

五條市の通常の請負率を試算した結果、差額があったということですね。分かりました。

その三千五百数十万円の金額の相手方十一の方を相手取って裁判を起すような形になると思うのですけれども、これは十一名に対して総額で三千五百十七万円なのか、一人ひとり相手取っての金額があるのか、その辺あれば教えてもらえますか。

○議長（山口耕司） 上田井都市整備部長。

○都市整備部長（上田井朗） 御答弁申し上げます。

今回の事件に関しては、これまで御説明申し上げましたとおり非常に多くの人間が複雑に絡みながら進めてまいりました。それらについての分析、裁判資料をもとに分析し、各被告の特定をした上でそれぞれの組み合わせにおいての損害賠償額を算出しております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（山口耕司） 十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） こういう問題で損害賠償を求めるといふのは、私が市議会議員をさせていたから確か初めての経験になるのですけれども、この訴訟の相手方、これを見せていただきますと、百条調査委員会の中でも出てこなかった方が二名おりますね。これは法律的にこの相手方に賠償請求できるのかどうか、法的な調査は十分できていますか。

言いましうか名前、株式会社カギオカ代表取締役鍵岡璋典さんですか、日本被服工業株式会社代表取締役西堀孝三郎さん、この百条調査委員会でも一遍も名前は出ていませんよ。訴える法律上の根拠があるか、それをちゃんと調べていますか。

○議長（山口耕司） 上田井都市整備部長。

○都市整備部長（上田井朗） 十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

今回新たに追加された二名の代表者に関しては、それぞれこれまでの中沼、井垣という兩名による談合の使用であるということ、会社としてこの二人をそれぞれが雇用し、使用した責任のもとというふうには、顧問弁護士との相談において法律確認をしております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（山口耕司） 十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） それは法律を調査するなり、弁護士に相談した上でこの方々を議会へ上程されたのかどうかという根拠、ただ単に今答弁あるような解釈ではなしに、法律上、訴える根拠があるということが明確になってあげてきたのかということ。

もう一つ、賠償金額ですけれども、先ほどの議員さんもしましたが、この合計額は委員長が本会議で報告した奈良県警察の試算に

基づくだけの金額なのか、それとも調査委員会の中でそれぞれの証人が証言した、いわゆる謝礼、そしてまた中抜き莫大な金額、これについてはこの間の調査委員会では、牧野証人と元公園緑地課長補佐が折半したということ、元公園緑地課長自身が証言しているわけです。そういうことも含めて合計三千五百何ぼにしたのか。

それと、先ほどの議員さんも質問あったと思いますけれども、この訴えの個々人に対する賠償金額は、訴える市の方から最初から計算してこの方には何ぼ、この方には何ぼという、その賠償金額を計算して訴えるのか、個々人の賠償金額は裁判所の判決に任ずるのか、その辺はどうですか。

○議長（山口耕司） 上田井都市整備部長。

○都市整備部長（上田井朗） 御答弁申し上げます。

まず最初の法人代表者に関しての法的な根拠でございますが、こちらに関しましては、先ほど御答弁申し上げましたとおり顧問弁護士に法律上の効果として責任の所在を確認し、被告というふうな上程しておるところでございます。

.....

今回、民事訴訟ということで、こちらに関しましては先ほども御説明申し上げましたとおり平成二十八年度、平成二十九年度の備品の中で特に今回の裁判で立証された証拠の分の中で、

.....
.....、損害を請求することができるといふところを整備しております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（山口耕司） 十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） そしたら、訴える個々人の皆さん方に対する損害請求額は、訴える市側で計算して訴えるというのが今の答弁でしたね、

それはもう準備できているわけですよ。

それは、奈良県警察の試算だけの、これを基準にした賠償金額を弾き出しているのか、それとも調査委員会の報告の中でたくさん出てきた謝礼金や莫大な中抜き金額は、牧野証人と元公園緑地課長補佐が等分したというのがたくさん出てくるのですけれども、その部分は賠償金額の中には含めた計算になっているのか、なっていないのか、その辺はどうですか。

○議長（山口耕司） 上田井都市整備部長。

○都市整備部長（上田井朗） 御答弁申し上げます。

まず算出に關しましては、先ほど御答弁いたしましたとおり、市独自の平均請負率に基づく差額から算出しております。もう一つの、議員お述べの中抜きであるとか、そういういわゆる搾取されたお金についてというものは含めておりません。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山口耕司） 質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

牧野雅一議員の入場を許します。

〔四番 牧野雅一入場〕

○議長（山口耕司） 次に日程第十、認第一号から認第九号までの九議案を一括して議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（平田耕一） 認第一号 令和二年度五條市一般会計歳入歳出決算認定について。

認第二号 令和二年度五條市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

認第三号 令和二年度五條市墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について。

認第四号 令和二年度五條市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

認第五号 令和二年度五條市大塔診療所特別会計歳入歳出決算認定について。

認第六号 令和二年度五條市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について。

認第七号 令和二年度五條市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。
認第八号 令和二年度五條市下水道事業会計余剰金の処分及び決算認定について。
認第九号 令和二年度五條市水道事業会計決算認定について。

○議長（山口耕司）提案理由の説明を求めます。小森会計管理者。

〔会計管理者 小森比登美登壇〕

○会計管理者（小森比登美）ただいま上程をいただきました認第一号から認第九号までの令和二年度一般会計、各特別会計、下水道事業会計及び水道事業会計の歳入歳出決算につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

別冊の令和二年度五條市歳入歳出決算書を御覧いただきたいと存じます。

二ページから三ページをお開き願います。

五條市会計別歳入歳出決算総括表により、要点のみにつきまして御説明申し上げますので、御了承賜りたいと存じます。

まず、認第一号の一般会計につきましては、歳入歳出予算二百七十億五千四百四十七万七千八百円に対しまして、収入済額二百五十一億九千八百二十万二千八百円、支出済額二百四十三億八千八百三十五万九千八百八十八円でございます。歳入歳出差引額は八億九千八百八十四万九千四百四十円でございます。

また、翌年度への繰越すべき繰越事業費は、九億三千五百七十七万三千円でございます。

恐れ入りますが、三百八十四ページを御覧願います。

「実質収支に関する調書」でございます。

区分四の「翌年度へ繰り越すべき財源」が、繰越事業費のうち、四千六百七十九万一千円でございます。したがって、区分三の「歳入歳出差引額」から、この区分四の「翌年度へ繰り越すべき財源」を差し引きいたしました。令和二年度一般会計の実質収支額は、区分五のとおり、七億六千三百五十八万四千四百四十円の黒字決算となります。

それでは、先ほどの二ページから三ページにお戻り願います。

続きまして、認第二号の国民健康保険特別会計につきまして、御説明申し上げます。

予算現額四十億一千七百八十万円に對しまして、収入済額三十八億百五十九万三千七百七十五円、支出済額三十七億三千四十四万三千六百六十一円でございます。歳入歳出差引額は七千百十五万十四円の決算となります。

この内容につきましては、決算書の四百二十ページに計上してございますので、後ほど御清覧いただきたいと存じます。

次に、認第三号の墓地事業特別会計につきましては、予算現額二百五十万円に對しまして、収入済額二百二十二万二千五百八十四円、支出済額二百二十二万二千五百八十四円でございます。これを差し引きいたしました令和二年度の実質収支はゼロ円の決算となります。

次に、認第四号の介護保険特別会計につきましては、予算現額四十二億二千二百九十八万三千円に對しまして、収入済額三十九億五千七百九十五万二千七百九十四円、支出済額三十九億三千六百四十七万八千八百八十四円でございます。歳入歳出差引額は二千四百四十八万一千九百十円の決算となります。

次に、認第五号の大塔診療所特別会計につきましては、予算現額五千百二十二万円に對しまして、収入済額四千九百十四万八千五百七十七円、支出済額四千九百十四万八千五百七十七円でございます。これを差し引きいたしました令和二年度の実質収支はゼロ円の決算となります。

次に、認第六号の農業集落排水事業特別会計につきましては、予算現額一千九十万円に對しまして、収入済額一千十三万一千二百八十二円、支出済額一千十三万一千二百八十二円でございます。これを差し引きいたしました令和二年度の実質収支はゼロ円の決算となります。

次に、認第七号の後期高齢者医療特別会計につきましては、予算現額五億五百十八万七千円に對しまして、収入済額四億九千七百三十六円、支出済額四億九千六百三十六万九千二百六十六円でございます。歳入歳出差引額は、六十六万七千三百円の決算となります。

次に、認第八号の五條市下水道事業会計につきましては、御説明を申し上げます。

別冊の令和二年度五條市下水道事業会計決算書を御覧いただきたいと存じます。

一 ページから二ページをお開き願います。

決算報告書により、御説明を申し上げます。

まず、(一) 収益的収入及び支出では、収入第一款 下水道事業収益の決算額は七億六千五百四十二万五千二百二十三円、支出第一款 下水道事業費用の決算額は七億六千四百九十九万八千九百二十円でございます。

次に、(二) 資本的収入及び支出では、収入第一款 資本的収入の決算額は四億一千三百九十一万四千四百円、支出第一款 資本的支出の決算額は、七億二千七百七十九万七千四百二十六円でございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額、三億六千八百八十八万三千二百六十六円につきましては、一番下の「表の欄外」にございますとおり、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額五百三十三万一千四十二円と当年度分損益勘定留保資金二億九千九百四十二万二千六百十三円と繰越利益剰余金二百二十九万九千三百七十一円をもって補填した次第でございます。

次に、三ページをお開き願います。

令和二年度五條市下水道事業損益計算書でございます。

下から三行目のとおり、当年度純損失は四百九十九万四千七百二十一円でございます。

これは、一 営業収益、三 営業外収益、五 特別利益の合計から、二 営業費用、四 営業外費用、六 特別損失の合計を差し引きしたものでございます。

なお、下から一行目のとおり当年度未処分利益剰余金は八百七十五万七千五百十八円でございます。

この剰余金につきましては、四ページをお開き願います。

下の方に、令和二年度五條市下水道事業剰余金処分計算書(案) がございます。

当年度末残高の未処分利益剰余金八百七十五万七千五百十八円につきましては、六万一千三百七十七円を資本金への組入れとし、処分後残高の八百六十九万六千四百一十一円を翌年度繰越利益剰余金とさせていただきます。

次に、認第九号の五條市水道事業会計につきまして、御説明を申し上げます。

別冊の令和二年度五條市水道事業会計決算書を御覧いただきたいと存じます。

一ページから二ページをお開き願います。

決算報告書により、御説明を申し上げます。

まず、(一) 収益的収入及び支出では、収入第一款 水道事業収益の決算額は十一億六千七百二十五万九千五百六十三円、支出第一款 水道事業費用の決算額は十一億四百九十九万九千五百円でございます。

次に、(二) 資本的収入及び支出では、収入第一款 資本的収入の決算額は七億六千九百二十九万二千七百二十六円、うち翌年度繰越財源充当額十二万四千七百円、支出第一款 資本的支出の決算額は十二億六千八百七十七万七千九百九十九円でございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額、四億八百万九千七百七十三円につきましては、一番下の「表の欄外」にございま

すとおり、過年度分損益勘定留保資金二億七千四百六十六万四千四百四十二円と当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額七千九百七十万二千八百三十二円、当年度分損益勘定留保資金五千七百九十六万九千九百九十九円をもって補填した次第でございます。

次に、三ページをお開き願います。

令和二年度五條市水道事業損益計算書でございます。

下から二行目のとおり、当年度純利益は七百六十一万四千四十七円でございます。

これは、一 営業収益、三 営業外収益、五 特別利益の合計から、二 営業費用、四 営業外費用、六 特別損失の合計を差し引きしたものでございます。

なお、前年度繰越利益剰余金四十四万三千三百九十九円と合わせて、八百五万七千四百四十六円が当年度未処分利益剰余金となっております。

この未処分利益剰余金につきましては、五ページをお開き願います。

下の方に、令和二年度五條市水道事業剰余金処分計算書（案）がございます。

一 当年度未処分利益剰余金八百五万七千四百四十六円につきましては、剰余金処分条例に基づき、二 利益剰余金処分額、（一）減債積立金百万円、二 利益剰余金処分額、（二）建設改良積立金七百万円とし、三 翌年度繰越剰余金五万七千四百四十六円とさせていただきます。

以上で、認第一号から認第九号までの、各会計の決算につきましての御説明を終わらせていただきます。御議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（山口耕司）提案理由の説明が終わりました。

次に、代表監査委員から決算並びに財政及び経営健全化の審査意見を求めることにいたします。竹田和彦代表監査委員。

〔代表監査委員 竹田和彦登壇〕

○代表監査委員（竹田和彦）ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、令和二年度五條市一般会計・特別会計、基金運用状況、公営企業会計、財政（経営）健全化にかかる決算審査の結果につきまして御報告申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の「五條市決算及び財政（経営）健全化審査意見書」を御覧いただきたいと思います。

初めに、一般会計・特別会計及び基金運用状況の審査につきまして御報告申し上げます。

恐れ入りますが、一ページを御覧いただきたいと存じます。

「第一 審査の種類」、「第二 審査の対象」、「第三 審査の期間」をそれぞれ記載しております。恐れ入りますが、二ページを御覧いただきたいと存じます。

「第四 審査の方法」につきましては、市長から提出されました一般会計・特別会計歳入歳出決算書及び附属書類並びに基金運用状況調査を関係諸帳簿と照合し、計数の正確性、予算の執行状況について検討し、あわせて必要に応じ関係職員から説明を聴取して審査を実施いたしました。

「第五 審査の結果」につきましては、審査に付された各会計の決算書類は、審査した限りにおいて、法令に適合しており、かつ正確であると認められました。基金の運用状況を示す書類は、審査した限りにおいて、計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われていたと認められました。

また、予算の執行状況につきましても、おおむね適正妥当であると認められました。

なお、審査の概要及び意見につきましては、次ページ以降に記載しておりますので、後刻御清覧を賜りたいと存じます。

次に、六十二ページから「第六 審査の意見」を記載しております。その中で、恐れ入りますが、六十八ページの「むすび」を御覧いただきたいと存じます。

本年度の一般会計の決算状況は、実質収支額が七億六千三百五十八千四百十円の黒字決算となり、前年度実質収支額を差し引いた単年度収支額も五億六千三百六十五万九千九百十七円の黒字となっております。

この単年度収支の増加につきましては、前年度と比較すると、一般財源において収入が七億六千二百五十万八千円増加、支出が一億七千二百四十二万円増加、及び繰り越すべき財源が二千六百四十二万八千円増加したことにより、差引五億六千三百六十六万円増加したことが要因であります。

また、一般財源における収支の主な増減項目は、収入では国庫支出金が五億五千二百九十七万四千円で五億三千二百七十四万二千円増加、地方交付税が七十五億七千九百六十二万六千円で三億三千二百八十一万七千円増加、地方消費税交付金が六億一千六百六十六万二千円で一億五百八十九万五千円増加等であり、支出では人件費が三十億五百六十三万四千円で五億六千八百六十四万一千円増加、物件費が十七億一千四

百六十二万三千円で二億八千七百二十一万九千円減少、扶助費が七億四千四百二十六万三千円で二億八千五百三十七万四千円減少等でありま
す。

本年度の決算におきましては、収支における一般財源がともに増加した中で、特に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や普
通交付税など国の施策による収入が大きく伸びたことが支出の増加額を上回り、実質収支額が大きな黒字となりました。

また、経常収支比率は、前年度より四・四ポイント改善し、九五・一％となっております。

以上のように本年度の決算額及び財政指標につきましては、前年度に比べ改善された数値となっております。

次に、公営企業会計の決算における審査につきまして御報告申し上げます。

恐れ入りますが、七十九ページを御覧いただきたいと存じます。

「第一 審査の種類」、「第二 審査の対象」、「第三 審査の期間」、「第四 審査の方法」をそれぞれ記載しております。

「第五 審査の結果」につきましては、審査に付された決算書類は、審査した限りにおいて、地方公営企業関係法令に準拠して作成されて
おり、関係諸帳簿の照合点検の結果、計数は正確であることが認められ、経営成績及び財政状態が適正に表示されているものと認められまし
た。

なお、審査の概要につきましては、次ページ以降に記載しておりますので、後刻御清覧を賜りたいと存じます。

次に、百二ページから「第六 審査の意見」を記載しております。その中で、恐れ入りますが、水道事業会計について、百三ページ下から
八行を御覧いただきたいと存じます。

また、創設当初からの管路においては、老朽化による漏水等が顕著となっており、既設老朽管の布設替事業を始め、小島浄取水場施設の耐
震化改修事業、そして簡易水道施設の統合など、長期的な各種の事業が継続しております。それに加えて、県域水道一体化への対応等、中長
期的な問題も山積しております。

その中において、収益的収支は二年連続で純利益を維持することができておりますが、引き続き厳しい社会情勢と財政状況の中で、給水収益
を最大限に生かし、効率的な経営の合理化と効果的な水道事業の推進に努めていただきたいと存じます。

次に、財政(経営)健全化の審査につきまして御報告申し上げます。

恐れ入りますが、百六ページを御覧いただきたいと存じます。

「第一 審査の種類」、「第二 審査の対象」、「そして次ページに「第三 審査の期間」、「第四 審査の方法」をそれぞれ記載しております。

「第五 審査の結果」につきましては、審査に付された下記の健全化判断比率及び資金不足比率、並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類は、審査した限りにおいて、法令に適合しており、かつ正確であると認められました。

次に、下表の健全化判断比率において、①実質赤字比率及び②連結実質赤字比率につきましては、いずれも赤字額がなかったため該当数値はなく、「ハイフン」表示となっております。

次に、③実質公債費比率につきましては、早期健全化基準の二五・〇％に対して一三・四％、④将来負担比率につきましては、早期健全化基準の三五〇・〇％に対し一二〇・九％とともに基準内となっております。

また、資金不足比率につきましては、農業集落排水事業特別会計、水道事業会計及び下水道事業会計において、いずれも資金不足額がないため該当数値はなく、「ハイフン」表示となっております。

「第六 審査の意見」につきましては、百八ページから百九ページに記載しております。

令和二年度決算におきましては、健全化判断比率等はいずれも国の示す基準の範囲内にあり、また前年度に比べて数値は良くなっておりますが、その比率は全国の市区町村と比較しても厳しい状況にあります。

今後においては、財政の健全性確保のため、なお一層、将来を見据えた計画的かつ効率的な財政運営の推進を望むものであります。

以上で、決算及び財政（経営）健全化審査意見書の報告を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（山口耕司） 決算及び財政（経営）健全化の審査意見が終わりました。（「三番」の声あり）三番議会運営委員会平岡清司委員長。

○三番（平岡清司） ただいま上程されております認第一号から認第九号までの九議案は、いずれも令和二年度における各会計決算の認定でありますので、これら議案につきましては、特に慎重審議を期するため、例年のとおり決算審査特別委員会を設置していただきたいと思っております。

なお、委員の数は六人とし、その選任につきましては議長に一任したいと思っております。

○議長（山口耕司） お諮りいたします。

ただいま平岡清司議会運営委員会委員長から御提案がありましたように、本案は慎重審議を期するため、決算審査特別委員会を設置して、

審査を付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。

よって本案は、決算審査特別委員会を設置して、これに付託することに決しました。

なお、決算審査特別委員会の委員の定数は六人とし、選任につきましてはあらかじめ御協議を願っておりますので、私から指名いたします。

一番伊谷賢司議員、二番養田全康議員、三番平岡清司議員、五番吉田 正議員、十番吉田雅範議員、十二番大谷龍雄議員。

以上、六名の方にお願いたします。

なお、正副委員長の選任並びに審査の日程等につきまして御協議を賜りたいと思いますので、各位には本会議終了後、直ちに議長室に御参集願います。

○議長（山口耕司）次に日程第十一、発議第三号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（平田耕一）発議第三号 五條市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について。

標記のことについて、五條市議会会議規則第十四条第一項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和三年九月九日提出

提出者 五條市議会議員 藤 富 美恵子

賛成者 五條市議会議員 岩 本 孝

○議長（山口耕司）提案の趣旨説明を求めます。十一番藤富美恵子議員。

〔十一番 藤富美恵子登壇〕

○十一番（藤富美恵子）議長から発言の許可をいただきましたので、五條市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について、提案の趣旨説明を申し上げます。

現在五條市は、令和元年度において実質公債費比率については県内ワースト4、将来負担比率も県内ワースト5と、大変厳しい状況にあります。

今後も、さらなる少子高齢化・人口減少が進み、税収の伸びも期待できず、また地方交付税の減額など、五條市を取り巻く環境はさらに厳しくなることが予想されます。

また全国的に見て、令和二年十二月現在、五万人未満の二百七十六市の中で五條市の議員報酬は六番目に高額であることから、今回議員報酬の二〇%の削減を提案するものでございます。

ちなみに、議員報酬の二〇%削減は予算ベースで議員定数二名の削減を上回る削減となります。

改正の内容につきましては、本年十二月一日から議会の議長、副議長及び議員に支給する報酬額を、それぞれ一〇〇分の二〇を乗じて得た額を減じるものとし、具体的には、議長の報酬月額を「五十三万八千円」から「四十三万四百円」に、副議長の月額を「四十六万九千円」から「三十七万五千二百円」に、議員の月額を「四十一万八千円」から「三十三万四千四百円」に改めものでございます。

議員報酬等に関する条例の一部改正につきましては、平成三十年第二回六月定例会におきまして提案いたしましたのが否決となり、今回改めて提案するものでございます。

議員各位には、何とぞ御賛同賜りますようお願い申し上げます。

ありがとうございました。

○議長（山口耕司）提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本件につきましては議会改革特別委員会に付託したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議あり」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議があるようですので、本案を起立により採決いたします。

お諮りいたします。本案を議会改革特別委員会に付託することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山口耕司）起立多数でございます。

本案は議会改革特別委員会に付託することに決しました。

○議長（山口耕司）以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

あす十日から二十八日まで休会とし、次回二十九日午前十時に再開して、議案審議を行います。
本日は、これをもって散会いたします。

午後三時五分散会